

入札契約に関する訓令・要領の改廃制定について

令和6年3月

建設工事等競争入札参加者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

このたび、入札契約に関する訓令や要領を見直し、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1. 訓令の一部改正をおこなったもの
 岩見沢市建設工事等指名競争入札参加者指名基準

<改正内容>

- ・別表（第3条関係）「等級別工事金額一覧表」を以下のとおり改正。
 （改正前）

等級 工事種別	A	B	C
土木工事	2,000 万円以上	500 万円以上 2,000 万円未満	500 万円未満
舗装工事	200 万円以上	200 万円未満	—
建築工事	3,000 万円以上	500 万円以上 3,000 万円未満	500 万円未満
電気工事	500 万円以上	500 万円未満	—
管工事	1,000 万円以上	1,000 万円未満	—



（改正後）

等級 工事種別	A	B	C
土木工事	2,000 万円以上	500 万円以上 2,500 万円 未満	700 万円 未満
舗装工事	200 万円以上	500 万円 未満	—
建築工事	3,000 万円以上	500 万円以上 4,000 万円 未満	1,000 万円 未満
電気工事	500 万円以上	1,000 万円 未満	—
管工事	1,000 万円以上	1,500 万円 未満	—

※朱書き部分が改正箇所です。

2. 要領の一部改正をおこなったもの

建設工事等の入札に係る予定価格の事後公表方法試行要領

<改正内容>

・要領の題名から「試行」を削除。

(改正前) 建設工事等の入札に係る予定価格の事後公表方法試行要領

(改正後) 建設工事等の入札に係る予定価格の事後公表方法要領

3. 施行日 令和6年4月1日

◎改正後の訓令・要領はこちらからご覧ください。

https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/5984.html